



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 4 0 号 令和 5 年 1 月 2 4 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 4	生活保護法の規定による指定介護機関の指定を取り消した件	国保・自立支援課
1 5	地域森林計画を変更した件	スマート林業課
1 6	同	同
1 7	歳入の収納の事務を私人に委託した件	教育委員会

【海区漁業調整委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
1	殻長 1 0 センチメートル以下のあわび（くるあわびを除く。）の採捕を禁止する件	

徳島県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十一条第二項の規定により、指定介護機関の指定を次のとおり取り消した。

令和五年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	取消年月日
合同会社花・花	板野郡藍住町勝瑞字成長三六一〇	ヘルパーステーション ここはな	板野郡藍住町勝瑞字成長三六一一	訪問介護	令和四年十二月二十日

徳島県告示第十五号

令和四年徳島県告示第五十三号（地域森林計画をたてた件）をもって公表した吉野川森林計画区に係る地域森林計画を次のとおり変更したので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第七項の規定により公表する。

令和五年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を徳島県農林水産部スマート林業課、徳島県東部農林水産局及び徳島県西部総合県民局に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第十六号

令和四年徳島県告示第五十四号（地域森林計画を変更した件）をもって公表した那賀・海部川森林計画区に係る地域森林計画を次のとおり変更したので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第七項の規定により公表する。

令和五年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を徳島県農林水産部スマート林業課及び徳島県南部総合県民局に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和四年十月三日次の事務を一般社団法人大学支援機構に委託した。

令和五年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

世代を超えて開かれつながらる社会教育推進事業に係る寄附金の収納の事務

徳島海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり殻長十センチメートル以下のあわび（くろあわびを除く。）の採捕を禁止する。

令和五年一月二十四日

徳島海区漁業調整委員会会長 岡 本 彰

一 禁止区域

徳島海区（公共用水面及びこれと連接して一体をなす水面）

二 禁止期間

令和五年二月一日から同年九月三十日まで

三 適用除外

この指示は、次に掲げる場合は、適用しない。

- 1 第一種共同漁業権又はこれに係る組合員行使権に基づき種苗として採捕する場合
- 2 試験研究、教育実習のため知事の許可を受けたものが採捕する場合であつて、あらかじめ徳島海区漁業調整委員会の承認を得た場合

四 有効期間

この指示の有効期間は、令和五年一月二十四日から同年九月三十日までとする。